様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

令和８年４月２３日

茨城県知事
　　大井川　和彦　　殿

提出者
住　所　栃木県小山市土塔２４１番地７
氏　名　　川上建設株式会社　小山支社
支社長　　小塙　達夫
電話番号　０２８５－２８－３９６８

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	川上建設株式会社　茨城支店　各工事作業所
事業場の所在地	茨城県内　各工事作業所
計画期間	令和８年４月１日～令和９年３月３１日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	建設業・総合工事業〔０６１１〕
②事業の規模	２８億円（令和７年度実績）
③従業員数	７１人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙１のとおり

（日本工業規格　A列４番）



<table>
<tr><td colspan="4">産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項</td></tr>
<tr><td colspan="4">（管理体制図）
別紙２とおり</td></tr>
<tr><td colspan="4">産業廃棄物の排出の抑制に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①　現状</td><td colspan="3">【前年度（令和７年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>別紙３のとおり</td><td></td></tr>
<tr><td>排　　出　　量</td><td>別紙３のとおりｔ</td><td>ｔ</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
別紙４のとおり</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>別紙３のとおり</td><td></td></tr>
<tr><td>排　　出　　量</td><td>別紙３のとおりｔ</td><td>ｔ</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
別紙４のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="4">産業廃棄物の分別に関する事項</td></tr>
<tr><td>①現状</td><td colspan="3">（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
別紙４のとおり</td></tr>
<tr><td>②計画</td><td colspan="3">（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
別紙４のとおり</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①　現状</td><td colspan="3">【前年度（令和７年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>別紙３のとおり</td><td></td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行った
産業廃棄物の量</td><td>別紙３のとおり　t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
別紙４のとおり</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>別紙３のとおり</td><td></td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行う
産業廃棄物の量</td><td>別紙３のとおり　t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
別紙４のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項　別添</td></tr>
<tr><td rowspan="5">①　現状</td><td colspan="3">【前年度（令和７年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>別紙３のとおり</td><td></td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行った
産業廃棄物の量</td><td>別紙３のとおり　t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量した
産業廃棄物の量</td><td>別紙３のとおり　t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
別紙４のとおり</td></tr>
<tr><td rowspan="5">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>別紙３のとおり</td><td></td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行う
産業廃棄物の量</td><td>別紙３のとおり　t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量する
産業廃棄物の量</td><td>別紙３のとおり　t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
別紙４のとおり</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項　別添</td></tr>
<tr><td rowspan="5">①　現状</td><td colspan="3">【前年度（令和７年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>別紙３のとおり</td><td></td></tr>
<tr><td>自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量</td><td>別紙３のとおり　t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
別紙４のとおり</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>別紙３のとおり</td><td></td></tr>
<tr><td>自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量</td><td>別紙３のとおり　t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
別紙４のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="4">産業廃棄物の処理の委託に関する事項　別添</td></tr>
<tr><td rowspan="8">①　現状</td><td colspan="3">【前年度（令和７年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>別紙３のとおり</td><td></td></tr>
<tr><td>全処理委託量</td><td>別紙３のとおり　t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>別紙３のとおり　t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>別紙３のとおり　t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>別紙３のとおり　t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>別紙３のとおり　t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
別紙４のとおり</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="9"></td><td rowspan="9">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>別紙３のとおり</td><td></td></tr>
<tr><td>全処理委託量</td><td>別紙３のとおり　t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>別紙３のとおり　t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>別紙３のとおり　t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>別紙３のとおり　t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>別紙３のとおり　t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
別紙４のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

備考

１　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

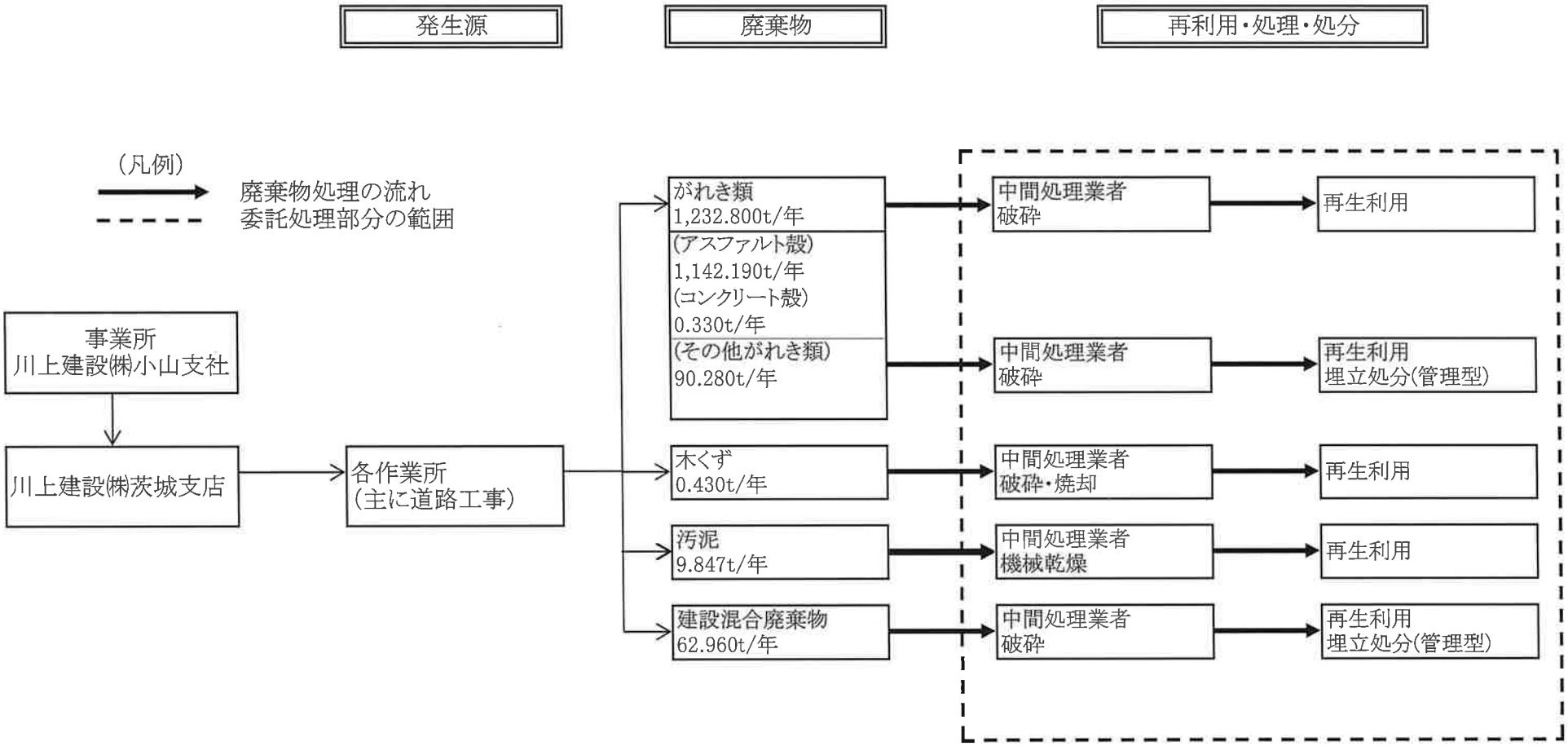
５　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の11第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

６　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

７　※欄は記入しないこと。

別紙1

④産業廃棄物の一連の処理の工程（現状）

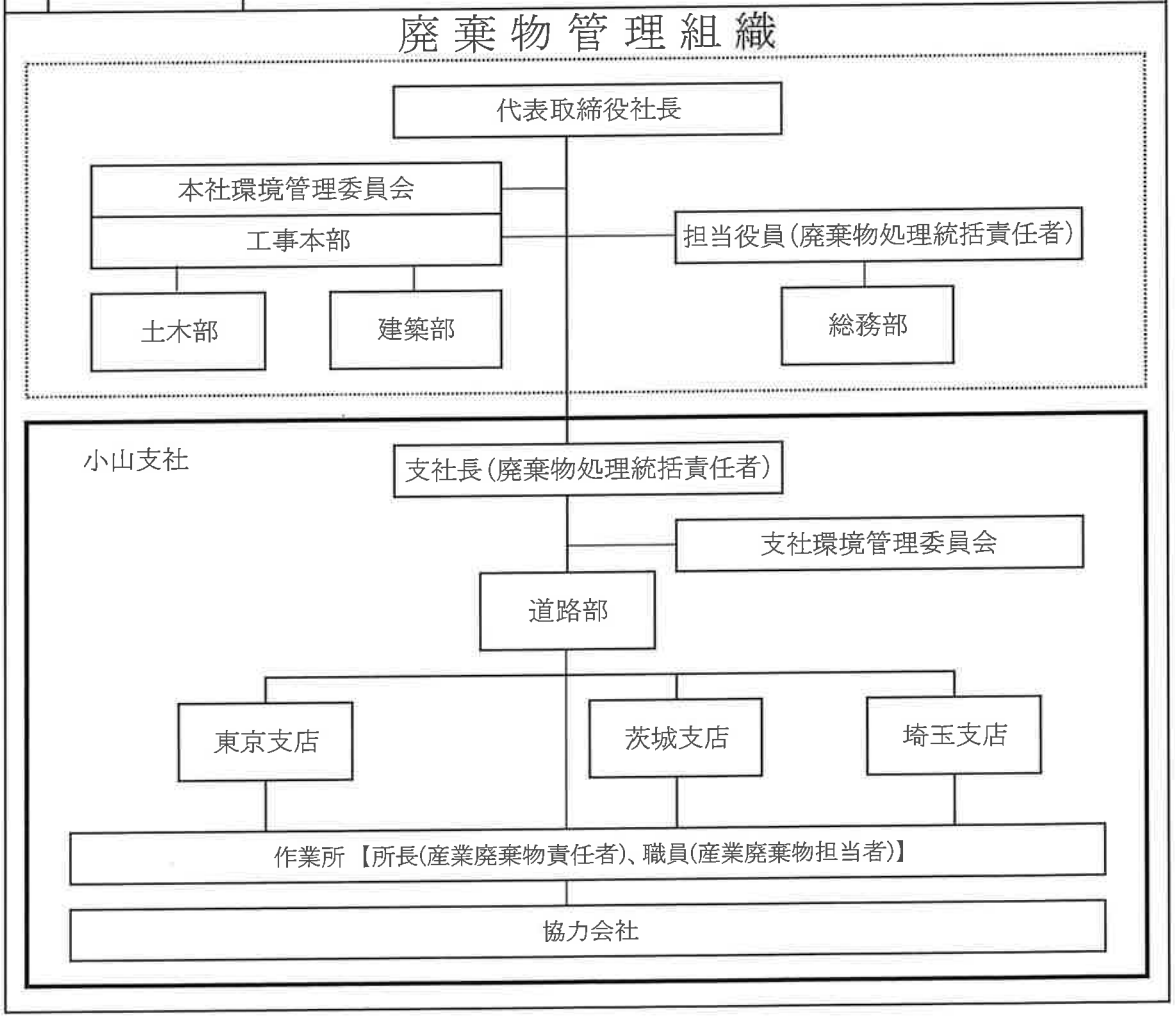


別紙2

〈産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項〉

管理体系図

統括責任者		所　属 ： 小山支社　　職名 ： 支社長
廃棄物担当		組織名 ： 道路部　　組織数 ： 3人＋作業所長
役割	支社環境管理委員会	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・委員長－小山支社長 ・委　員－道路部長、茨城支店長、各作業所長 ・事務局－支社環境管理委員(産業廃棄物担当職員)
	廃棄物処理統括責任者(小山支社長)	○廃棄物処理方針の策定 ○支社の廃棄物管理規定の策定・改廃 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物処理責任者(作業所長)	○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連会社に対する教育・啓発 ○各作業所に対する情報提供、支援及び指導 ○その他関係する事項



別紙3

R7年度実績及びR8年度目標値

産業廃棄物の種類及び実績、目標の別 / 排出・処理の区分	がれき類		木くず		汚泥		建設混合廃棄物							
	実績〔t〕(R7年度)	目標〔t〕(R7年度)	実績〔t〕(R7年度)	目標〔t〕(R7年度)	実績〔t〕(R7年度)	目標〔t〕(R7年度)	実績〔t〕(R7年度)	目標〔t〕(R7年度)						
排出量	1,232.800	1,232.800	0.430	0.430	9.847	9.847	62.960	62.960						
自己再生利用量	0	0	0	0	0	0	0	0						
自己熱回収量	0	0	0	0	0	0	0	0						
自己中間処理減量化量	0	0	0	0	0	0	0	0						
自己埋立処分又は海洋投入処分量	0	0	0	0	0	0	0	0						
全処理委託量	1,232.800	1,232.800	0.430	0.430	9.847	9.847	62.960	62.960						
優良認定処理業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0	0	0						
再生利用業者への処理委託量	1,232.800	1,232.800	0.430	0.430	9.847	9.847	62.960	62.960						
認定熱回収業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0	0	0						
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0	0	0						

別紙4

基本的事項

① 産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の規則を遵守するとともに行攻の環境施策に協力する。

② 発生した産業廃棄物は自ら処理することを原則とし、処理業者に委託する場合であっても、収集運搬から処分に至るまで確認し的確に管理する。

③ 最終処分量の削減、再生利用の拡大等について、数値目標及びその達成時期を定め実施する。また、これら処理に関する目標及び計画は、定期的に必要な見直しを行う。

④ 廃棄物の処理について次に掲げる事項を実施し、また、関連会社にも必要な指導を行う。

産業廃棄物の種類別性状の説明

がれき類 (アスファルト殻)	・主に道路工事で、道路の舗装劣化に伴い、劣化した部分を取り除き、新しく舗装をするときに取り除いたアスファルト殻を専門業者(中間処理業者)に委託し処分している。専門業者は、再生材として再利用する。
がれき類 (コンクリート殻)	・主に道路工事で、道路の構造物劣化に伴い、劣化した構造物を取り除き、構造物の補修や新設をするときに取り除いたコンクリート殻を、専門業者(中間処理業者)に委託し処分している。専門業者は、再生材として再利用する。
がれき類 (その他がれき類)	・がれき類(その他がれき類)は、道路上で一般の道路利用者から排出される落下物や粗大ゴミ等の中で、一般廃棄物に分類されない廃棄物を専門業者(中間処理業者)に委託し処分している。専門業者は再利用及び管理型処分場へ埋立てる。
廃プラスチック類	・廃プラスチック類は、道路上で一般の道路利用者から排出される落下物や粗大ゴミ等の中で、混合廃棄物の中で分別出来た廃棄物を専門業者(中間処理業者)に委託し処分している。専門業者は再利用する。
金属くず	・金属くずは、道路にある仮設物の撤去や、道路上で一般の道路利用者から排出される落下物や不法投棄物の中で、一般廃棄物に分類されない廃棄物を専門業者(中間処理業者)に委託し処分している。専門業者は再利用する。
木くず	・木くずは、道路予定地の伐木・伐採作業時に発生し、一般廃棄物に分類されない廃棄物を専門業者(中間処理業者)に委託し処分している。専門業者は破砕した後、再利用する。
汚泥	・道路排水施設(側溝・排水管等)の土砂詰まりにより排水機能を回復することを目的とし、土砂の撤去作業時に伴い副次的に得られる廃棄物を、専門業者(中間処理業者)へ委託し処分している。専門業者は、再生材としている。
建設混合廃棄物	・混合廃棄物は、道路上で一般の道路利用者から排出される落下物や粗大ゴミ等の中で、一般廃棄物に分類されない廃棄物を専門業者(中間処理業者)に委託し処分している。専門業者は再利用及び管理型処分場へ埋立てる。

〈産業廃棄物の排出の抑制に関する事項〉

・当社は、発注者が官庁関係の請負工事を業として営んでいるので、産業廃棄物排出の抑制は難しく、当社の取り組みとして抑制とは「廃棄物の適切な処理」と考えている。

・請負工事において、設計及び施工計画立案段階に廃棄物の発生抑制を考慮した工法、資材等を採用する。また、発注機関にも出来る範囲で提案していく。

発生抑制	・請負工事の場合、発生を抑制することは請負者側からは難しく、発注者である官庁関係者の理解が必要である。また、道路上での不法投棄物処理については一般の道路利用者の意識が変わらなければ抑制には繋がらない。
今後実施する予定の取組	・現時点では、専門業者(中間処理業者)への委託により再生利用を可能にしているが、今後当社独自に出来る再生利用方法を考える。

〈産業廃棄物の分別に関する事項〉

・作業所毎に発生した産業廃棄物をそれぞれ直接中間処理業者へ運搬するか、適正に保管した後、中間処理業者へ委託する。

〈自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項〉

・作業所内で資材を繰り返し使用する等、再利用に心掛ける。

・廃棄物を再生処理施設へ委託し、自らも再生資材を積極的に使用する。

・廃棄物の分別を徹底し、再利用を推進する。

・行政との連携、業界のネットワークを活用し(再生業者の紹介など)再生処理ルートの確保をする。

再生利用	・木くず・がれき類(アスファルト殻やコンクリート殻)については、専門業者(中間処理業者)に委託し、再生利用率100%であることから当社で中間処理施設を設置することよりも現状の方法が最良である。また、混合廃棄物については今後分別方法を検討し再利用可能であるかを検証していく。

〈自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項〉

・当社で加盟している公益社団法人栃木県産業資源循環協会からの情報の提供を受け、最良の委託先(中間処理業者)を選定する。

中間処理	・現状では、専門業者(中間処理業者)へ委託し、その中で再生利用している業者選定をするほうが最良である。

〈自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投棄処分に関する事項〉

・当社では、自ら産業廃棄物の埋立や海洋投棄処分は行わない。

〈産業廃棄物の処理の委託に関する事項〉

・処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結する。

・処理業者と委託契約を結ぶにあたっての事前の現地確認(処理状況、維持管理状況、周辺状況)と委託後の定期的な確認をする。

・産業廃棄物管理票(マニフェスト伝票)の管理を徹底する。

・行政との連携、業界のネットワークを活用し(再生業者の紹介など)再生処理ルートの確保をする。

・当社で加盟している公益社団法人栃木県産業資源循環協会からの情報の提供を受け、最良の委託先(中間処理業者)を選定する。